



Q. 来年から役場の手続きが 変わるって本当ですか？

A. 平成28年から 役場での様々な手続きに マイナンバーが必要です

【解 説】

平成28年1月1日から、役場での様々な手続きにマイナンバーが必要です。

すべての手続きに必要なわけではありませんが、必要になる手続きは幅広いため、役場での手続きの際はマイナンバーをご用意ください。
平成28年1月1日以降、役場にお越しの際は、以下の3点を持ってくるください。

○マイナンバー通知カードまたは個人番号カード

○身分証明書（次の①②いずれか）

①運転免許証など写真付きのものを1点

②健康保険証、年金手帳などを2点

※個人番号カードを持っている場合、身分証明書は不要

○印鑑

■マイナンバーが必要になる手続きの例

担当課	手続き内容
住民課	児童手当
	児童扶養手当
	特別児童扶養手当
	(国民年金)
	この他、住民票の住所・氏名などの変更の際、通知カードまたは個人番号カードに変更内容を追記します
税務課	(確定申告)
保険環境課	国民健康保険
	介護保険
	後期高齢者医療
	(子ども医療)
	(ひとり親家庭等医療)
	(重度障害者医療)
健康福祉課	戦没者の遺族に対する特別弔慰金
	生活保護申請

※ () は平成29年1月以降に必要な手続き

公正・公平な
社会の実現

行政の効率化

国民の
利便性の向上

行政機関などで様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力の大幅な削減

③行政の効率化

添付書類の削減など行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減

②国民の利便性の向上

負担を不当に免れたり給付を不正に受けたりすることの防止

①公正・公平な社会の実現

〔マイナンバー制度で期待される効果〕

マイナンバーは原則として生涯変更されることはありませんので、むやみに他人に教えたりせず、大切に取扱いってください。

マイナンバー制度は、税務署や役場など各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための社会基盤になります。

異なります。

マイナンバーとは、日本国内に住民票を持つすべての人に通知される12桁の番号のことです。マイナンバーは、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられており、一人ひとり異なります。

マイナンバー制度とは？

Check !